

加古川市小売業・飲食店等持続支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した市内の小売業や飲食店及び一部のサービス業等を営む中小企業者の方へ、予算の範囲内で補助金を交付します。

- 対象者**・・・(ア)～(ウ)の全てに該当する市内の小売業及び飲食店等を営む中小企業者
- (ア) 1～4のいずれかに該当する業種を営んでいること
 - 1.小売業 2.飲食店 3.学術研究、専門・技術サービス業 4.生活関連サービス業、娯楽業
 - (イ) 店舗建物の所有者と賃貸借契約を締結し、当該契約に基づく賃料の支払い義務を有していること
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から7月のうち、いずれか1か月の売上が前年同月の売上に対して20%以上減少していること
- ※その他詳細についてはリーフレット及び交付要綱をご確認ください。

補助対象経費・・・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業に影響が生じた時期以降に発生した事業の持続に要する固定費

補助金額・・・1事業所あたり10万円

申請期間・・・令和2年12月28日(月曜日)【必着】まで

申請方法・・・郵送 ※新型コロナ感染症拡大防止のため窓口での申請受付は行っていません。

必要書類・・・(ア) 小売業・飲食店等持続支援事業補助金申請書 (イ) 振込口座通帳の写し

- (ウ) 本人確認書類(個人事業主のみ) (エ) 業種確認書類
- (オ) 売上確認資料 (カ) 営業実態確認書類
- (キ) 店舗の賃貸借契約書の写し(賃借料について記載があるもの) (ク) 誓約書

リーフレット、申請書は加古川市HPに掲載の他、当所3階事務所、加古川市役所新館1階の新型コロナ感染症総合窓口、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザにも設置しております。

お問い合わせ先 加古川商工会議所 079-424-3355

10月の会議所カレンダー

日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	木	広報委員会	20	火	加環研 エコファクトリー・リサイクル部会合同研修会、異業種 10月度定例会、社会保険労務相談、金融相談
2	金	法律相談	21	水	税務相談
8	木	金融・不動産業部会第222回例会、雇用相談	22	木	47CLUBとのオンライン個別相談会(商談会)
12	月	女性会 加古川市長との懇談会	25	日	第220回日商珠算(そろばん)検定試験
13	火	新入社員ステップアップセミナー	26	月	特許・商標相談
14	水	新入社員ステップアップセミナー	27	火	47CLUBとのオンライン個別相談会(商談会) 令和2年度後期会費<市外金融機関口座振替日> 不動産相談
15	木	新入社員ステップアップセミナー 令和2年度後期会費<市内金融機関口座振替日>	28	水	販売促進につながるPOPを活用した店舗づくりセミナー
16	金	SNS活用セミナー「Instagramで売上アップ」 法律相談			

●無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが事前にお問合せください。

●「不動産相談」は、当面の間「完全予約制」の「電話相談のみ」となります。

相談される方は、無料相談日の4日前までに下記電話番号宛に予約のうえ、当日予約時間にご相談いただきますようお願いいたします。(キャンセルされる方は必ずご連絡ください)

【ご連絡・お問い合わせ】(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話 079-424-0832

商工かこがわ10月号

発行
2020年10月1日

発行人
加古川商工会議所
〒675-0064
加古川市加古川町溝之口800
TEL (079)424-3355(代表)
FAX (079)424-7157

印刷所 加古川印刷事業協同組合

広報委員の“つぶやき”

春は新型コロナ、夏は熱中症、秋は台風と体不調や心の病等が多い年。地元的美味しものと季節を感じて、「GO TO 加古川」を楽しみましょう。

「今月の“こんな日”」

●老舗の日(20日)

日本は創業100年を超える企業が世界一多いといわれています。世界に誇るべき老舗の良さを見直すことを目的に制定されました。日付は商売の神様として知られる恵比寿様の祭り「恵比寿講」の日にちなんでいます。